

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 本学の大学院の学生で、東京海洋大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 25 条の規定に基づき、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）若しくは研究所等（以下「他大学院等」という。）において当該学生の教育研究上有益と認められる研究指導を受けようとする者（以下「特別研究学生（派遣）」という。）及び他の大学院の学生で、大学院学則第 36 条の規定に基づき、本学大学院において、研究指導を受ける者（以下「特別研究学生（受入）」という。）の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(他大学院等との協議)

第 2 条 大学院学則第 25 条及び第 36 条の規定に基づく本学と他大学院等との協議は、研究指導計画その他これに関連する必要事項について、大学院研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）の議を経て学長がこれを行う。

第 2 章 特別研究学生（派遣）

(出願手続)

第 3 条 特別研究学生（派遣）として、他大学院等の研究指導を受けようとする者は、別に定めるところにより、学長に願い出なければならない。

(派遣の許可)

第 4 条 前条の願い出があったときは、学長は、第 2 条の協議の結果に基づき、これを許可する。

(他大学院等における研究指導の期間)

第 5 条 他大学院等において研究指導を受ける期間は、1 年以内とする。

(在学期間の取扱い)

第 6 条 特別研究学生（派遣）として研究指導を受けた期間は、本学の在学期間に含めるものとする。

(研究終了報告書の提出)

第 7 条 特別研究学生（派遣）は、他大学院等における研究指導が終了したときは、直ちに学長に研究終了報告書及び他の大学院等の長の交付する研究指導状況報告書を提出しなければならない。

(研究指導の認定)

第 8 条 特別研究学生（派遣）が、他大学院等において受けた研究指導は、研究終了報告書及び研究指導状況報告書により、研究科教授会の議に基づき、本学における修了の要件となる研究指導の一部として認めることができる。

(授業料)

第9条 特別研究学生（派遣）は、本学の学生としての授業料を納付するものとする。

（派遣許可の取消）

第10条 学長は、特別研究学生（派遣）が次の各号の一に該当する場合は、当該他大学院等の長との協議により、派遣の許可を取り消すことができる。

- 一 研究指導計画の完了の見込みがないと認められるとき。
- 二 特別研究学生（派遣）として、当該他大学院等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- 三 その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3章 特別研究学生（受入）

（受入れの許可）

第11条 学長は、他の大学の大学院から特別研究学生（受入）の受入れの依頼があったときは、第2条に規定する協議の結果に基づき、これを許可する。

（受入れの期間）

第12条 研究指導を受ける期間は、1年以内とする。ただし、研究を継続する必要があるときは、1年を限度として学長の許可を得て期間を延長することができる。

（研究指導状況報告書）

第13条 研究科長は、特別研究学生（受入）が所定の研究指導を終了したときは、指導教員の報告に基づき、研究指導状況報告書を交付する。

（学生証）

第14条 特別研究学生（受入）は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

（検定料、入学料及び授業料）

第15条 特別研究学生（受入）に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 特別研究学生（受入）が、国立大学の大学院の学生であるときは、授業料は徴収しない。
- 3 特別研究学生（受入）が、公立若しくは私立の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生である場合は、国立大学法人東京海洋大学における授業料、入学料及び検定料等の額に関する規則に定める額の授業料を徴収する。ただし、本学と公立又は私立の大学若しくは外国の大学の大学院との間における大学間交流協定その他これに準ずるものにおいて、当該特別研究学生（受入）の授業料が不徴収とされたときは、この限りでない。
- 4 前項の授業料は、研究指導を受ける期間に応じ、6月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。ただし、研究指導を受ける期間が6月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

（実験実習費）

第16条 実験及び実習に要する費用は、特別研究学生（受入）の負担とすることができる。

(規則等の遵守)

第17条 特別研究学生(受入)は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(準用)

第18条 第10条の規定は特別研究学生(受入)に準用する。この場合において、「特別研究学生(派遣)」とあるのは「特別研究学生(受入)」と、「派遣の許可」とあるのは「受入の許可」と、「派遣の趣旨」とあるのは「受入の趣旨」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。